

あわじ環境未来島特区 [指定：平成23年12月、認定：平成24年2月]

正

準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値  $(3.8 + 3.6) / 2 = 3.7$

B

i) 取組の進捗 (下記より該当するものを選択)

目標値に対する実績に基づく進捗度 (当年度実績)

進捗
A(5点)
B(4点)
C(3点)
D(2点)
E(1点)

番号	評価指標	進捗度
1	エネルギー(電力)自給率	定性評価
2	二酸化炭素排出量	定性評価
3	再生可能エネルギー創出量	A
4	一家庭・一事業所当たりエネルギー消費量	定性評価
5	新規就農者数	A
6	耕作放棄地面積	代替指標
7	一戸当たり農業生産額	定性評価
8	持続人口	定性評価
9	定住人口	A
10	交流人口	定性評価

代替指標に基づく進捗度 (当年度実績)

進捗
A(5点)
B(4点)
C(3点)
D(2点)
E(1点)

番号	評価指標	進捗度
6	再生利用が可能な荒廃農地面積	A

当初目標に対する取組の定性的な事業進捗 (専門家評点)

進捗
A(5点)
B(4点)
C(3点)
D(2点)
E(1点)

番号	評価指標	専門家評価
1	エネルギー(電力)自給率	B
2	二酸化炭素排出量	C
4	一家庭・一事業所当たりエネルギー消費量	C
7	一戸当たり農業生産額	B
8	持続人口	C
10	交流人口	C

評価指標毎の進捗の評価の平均値  $(5 \times 4 + 4 \times 2 + 3 \times 4 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 10 = 4.0$

①... 4.0

正：平成24年3月末までに計画が認定された地区／準：平成24年3月末時点では計画が認定されていない地区

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載 なし

■ 専門家考慮事項(妥当性) 目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

(専門家所見(主なもの))

- ・「エネルギー(電力)自給率」については、平成24年度の推定が困難であるとしても、電力消費が抑制傾向であることを判定する客観的根拠の提示が必要。うちエコ診断の導入見通しの目標設定を明示していただきたい。
- ・「二酸化炭素排出量」について、長期的な温室効果ガス削減について展望を有している点は高く評価できるが、一方で今後4年間の具体的な課題設定とその進行管理に工夫が必要である。
- ・「再生可能エネルギー創出量」については、潮流発電や洋上風力などは事業期間中は実用化が困難で実証実験としてよりふさわしい評価指標があるように思われる。
- ・「一家庭・一事業所当たりエネルギー消費量の削減」について、他の指標と独立した評価を行うことが主旨であれば代替指標を設定するべきではないか。
- ・「交流人口」について、交流人口拡大の事業の進捗を管理する等の進行管理が必要ではないか。

考慮事項から、目標設定の考え方等が特に優れている:+1、妥当である:±0、改善の余地がある:-1とし、加点又は減点する ②... -0.2

i) の評価 ①+② 3.8

※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例

- ・本特区の目標値(代替指標を含む)に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。  
(評価指標1の評価D、2の評価D、3の評価D、4の評価Cの場合、 $(2+2+2+3)/4=2.25$  四捨五入で「2.3」とする。)
- ・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗(専門家評点)」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。
- ・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとする。  
(例)評価指標1について、a、b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa:C20%、b:C10%、c:D70%の場合、 $3 \times 0.2 + 3 \times 0.1 + 2 \times 0.7 = 2.3$  四捨五入で「2」であるため、評価指標1の評価は「D」となる。

ii) 今後の取組の方向性

方向性	番号	評価指標	専門家評価
A(5点)	1	エネルギー(電力)自給率	B
B(4点)	2	二酸化炭素排出量	C
C(3点)	3	再生可能エネルギー創出量	B
D(2点)	4	一家庭・一事業所当たりエネルギー消費量	C
E(1点)	5	新規就農者数	A
	6	耕作放棄地面積	B
	7	一戸当たり農業生産額	B
	8	持続人口	C
	9	定住人口	C
	10	交流人口	C

(専門家所見(主なもの))

- ・「エネルギー(電力)自給率」について、太陽光発電、バイナリ発電、風力発電などは「評価指標3」を達成するための取組であり、電力消費を含む需給マネジメントを含む数値根拠を設定することが必要。
- ・「二酸化炭素排出量の削減」に向けた取組については順調に推移しているが、家庭部門以外の省エネルギーに対する取組も必要。
- ・「再生可能エネルギー創出量」について、妥当な目標設定と自己評価が行われている。一方、潮流発電、洋上風力発電の困難性を含む目標の見直しも必要。
- ・うちエコ診断以外の省エネルギーの取組について、有効な対策を考えるべきである。例えば、調査対象家庭、事業者をモデルとして設定してその測定を行うなどの試み。
- ・「交流人口」について、主要施設の来訪者数や、交流人口拡大事業の進捗などでの進行管理が必要ではないか。

ii) の評価

評価指標毎の評価の平均値 (5×1+4×4+3×5+2×0+1×0) / 10 = 3.6 3.6

## II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況(A~E)

i) + ii) の平均値  $(3.9+4.8)/2=4.4$

B

### i) - ① 規制の特例措置を活用した事業等の評価

[■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置]

#### ●太陽光発電施設整備における工場立地法上の規制緩和

(概要)

- ・平成24年6月1日付けで工場立地法施行令を一部改正し、水力発電、地熱発電と同様に太陽光発電施設が工場立地法第6条に規定する届出の対象から除外された。(建設用地に占める緑地や環境施設の確保に係る規制から除外された。)

#### ●EVの充電器について、一の需要場所における複数の需給契約の可能化

(概要)

- ・平成24年3月23日に電気事業法施行規則が改正され、電気供給約款においても同様の措置を講ずるため、電気自動車専用急速充電器の同一敷地内複数契約を可能とする特別措置が同年3月28日付けで認可され、当該措置が同年4月1日から適用された。

(専門家所見(主なもの))

- ・現時点で実現可能なことが明らかになった措置による効果が認められる。
- ・太陽光発電施設での環境施設の規制除外は自然エネルギー整備に貢献した。一方、EV充電器の契約要件関係については実績につながらなかった。

3.8

### i) - ② 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

(専門家所見(主なもの))

- ・バイオマス、地球温暖化対策事業など多岐にわたる財政支援を活用している。一方で、研究開発中心であり、具体的な普及についても取組が求められる。
- ・金融支援については、太陽光発電の整備について特徴ある取組が認められる。

4.0

i) - ① + i) - ② の平均値(注)

$(3.8+4.0)/2=3.9$

3.9

### ii) 地域独自の取組の状況の評価

(専門家所見(主なもの))

- ・太陽光発電支援補助金、農業人材育成、農業支援、交流人口拡大で積極的な事業展開を行っている。
- ・多彩な地域独自の取組施策を実施。

4.8

## III 現地調査時の指摘事項及び対応状況

(専門家所見(主なもの))

- ・クラインガルテンの進捗の遅れ以外はほぼ適切・着実に対応されている。また、クラインガルテンの遅れには速やかな対応を検討。

## IV 総合評価(I~III)

$(3.7+4.4)/2+0.25=4.3$

「I + IIの平均値」に「III及び地方公共団体による総合評価の状況(評価書7)」を加味して算出

(専門家所見(主なもの))

- ・数値目標の設定、各事業の連携の効果、各種支援措置、地域独自の取組のそれぞれにおいて明確かつ丁寧な記述を行っている。実際の取組内容も充実しており、しっかりと進捗している。多彩な事業を組み合わせる展開している。一方で、進捗を管理する適切な目標設定が必要と考える。

このため、I及びIIの平均値(4.05)に上記所見を加味(+0.25)し、総合評価結果をB(4.3)とする。

B

(注) i) - ①、i) - ②のいずれかに該当がない場合は「—」とし、他の項目の点数をi)の点数とする。